

観音寺市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査（後期）、財政援助団体等監査及び公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告に基づき観音寺市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月25日

観音寺市監査委員 大西保行

観音寺市監査委員 篠原和代

1 措置を講じた部局等

観音寺市長

観音寺市交通対策協議会（市民部地域支援課所管）

株式会社 パブリック（市民部大野原支所所管 健康交流施設「おおのほら」萩の湯）

2 監査実施期間

令和4年1月20日から同年2月16日まで

3 監査結果報告書の提出日

令和4年3月14日

4 措置通知年月日

令和4年4月11日付（観音寺市長）

令和4年4月7日付（観音寺市交通対策協議会長）

令和4年4月11日付（株式会社 パブリック）

5 措置内容

別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

各課共通事項

指摘事項、意見等	措置内容
<p>○ 現金の保管は、事務等の都合により、金融機関への入金がどうしても困難な場合などの一時的な場合に限ることとし、可能な限り避けられたい。</p>	<p>○ 現在も現金の保管は、事務等の都合により、金融機関への入金がどうしても困難な場合に限っているが、今後とも適切に処理するよう努めます。</p>
<p>○ 通帳及び金融機関届出印は、施錠可能な別々の場所に保管し、その鍵も別々に管理し、担当職員だけでなく所属長を含めた複数の職員で管理されたい。</p>	<p>○ 通帳及び金融機関届出印の管理については、施錠可能な別々の場所に保管し、所属長を含め複数の職員での適切な管理に努めます。</p>
<p>○ 切手等の受払簿については、会計管理者から「市物品管理規則（様式第5号）」を使用し、エクセルファイルで効率的に管理するとともに、月ごとに所属長の確認印を受けるよう指示されているので、これに従い適正な管理に努められたい。</p>	<p>○ 切手等の受払簿については、物品管理規則様式第5号の様式を使用し、月ごとに所属長が確認し、効率的な管理に努めます。</p>
<p>○ 公用車運転日誌については、記入漏れや確認印漏れが一部に見受けられた。公用車運行管理規程に則り、運行管理は適切に行われたい。</p>	<p>○ 公用車運転日誌について、記入漏れや確認漏れがないように記録し、公用車の適正な運行管理に努めます。</p>

指摘事項、意見等	措置内容
<p>○ ETCカード使用簿、駐車場カード使用簿などの諸帳簿は、記入漏れや確認漏れが見受けられた。適正な管理に努められたい。</p>	<p>○ ETCカード使用簿、駐車場カード使用簿などの諸帳簿について、記入漏れや確認漏れがないよう適正な管理に努めます。</p>
<p>○ 働き方改革について、いろいろな対策が実行されているようであるが、季節的・事業的な業務のために時間外の多い者や、少数人ではあるが年休の取得がほとんどない者が見受けられる。職員の健康管理への配慮、改善策をお願いする。</p>	<p>○ 業務内容の見直しや繁忙期の応援体制等の見直しを行い、時間外勤務の削減や年休の取得促進に努めます。</p> <p>今後も年休の計画的取得を促進し、職員の健康管理に努めます。</p>

各課措置内容

対象部局	政策部 企画課
意見等	措置内容
<p>○ 補助金については、これまでも見直しが行われてきたが、長期間継続的に交付されている補助金が見受けられた。補助事業の目的や内容に客観的に明確な公益性が認められるか。また、その目的及び内容が社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に対応しているか。さらには、公共性や適切な官民の役割の観点から、行政が関与する必要性があるか。引き続き定期的な見直しを実施されたい。</p>	<p>○ 補助金については、公益上必要がある場合に補助することができるとされていることから、社会経済情勢などを加味しながら、引き続き定期的な見直しに努めます。</p>

<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止等のため、補助金の返還や一部補助が見られる中、課によって異なる取り扱いになっている現状がある。担当職員が事務を円滑に進め、公平な処理ができるよう補助金に係る基本的な事務（対象経費や判断基準等）についての検討をされたい。</p>	<p>○ 観音寺市補助金等交付規則に基づいた事務をするよう周知するとともに、補助金に関する指針について調査・研究に努めます。</p>
---	--

対 象 部 局	政策部 ふるさと活力創生課	
指 摘 事 項、 意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 地域おこし協力隊事業業務、活動支援業務委託については、適時、委託契約書や仕様書等により委託事業が計画どおり実施されているか調査されたい。また、委託業務完了後の事業実施報告書の内容や精算書と収支に係る書類等を十分に確認し、必要があれば指導するようお願いする。</p>	<p>○ 地域おこし協力隊活動について、定期的訪問や打合せの機会をもち、活動内容や活動計画の共有を図っており、事業終了後には実績報告書、精算書、証拠書類等を審査し、訂正な事業実施、予算執行を確認しています。</p> <p>今後、内容に疑義が生じるようなことがあれば、適正な指導の実施に努めます。</p>	

対 象 部 局	総務部 税務課	
指 摘 事 項、 意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 減免申請書等の受付時には、記載内容を十分に確認し、不備がないよう努めるとともに、受付後の事務処理については課内で統一を図られたい。</p>	<p>○ 減免申請書等の受付時には、より一層の細かな確認に努めます。</p> <p>受付後の事務処理については適切に処理するよう指導し、課内統一を図りました。</p>	

対 象 部 局	総務部 危機管理課
指摘事項、意見等	措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 懸念される南海トラフ地震に備え、防災ラジオ無償貸与の普及促進に努められたい。</li> <li>○ 消防団については、持続可能な組織になるように改善策を検討し、組織力の強化に努められたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き防災ラジオ無償貸与の普及促進に努めます。</li> <li>○ 組織力の強化、向上に努めます。</li> </ul>

対 象 部 局	健康福祉部 こども未来課
指摘事項、意見等	措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育施設の修繕等については、幼児の安全安心を最優先に対処されたい。</li> <li>○ 法人保育所運営補助金については、統一した運用が行われるように個別の補助金交付要綱を検討されたい。</li> <li>○ 保育士不足については、職場環境をはじめさまざまな要因があると推測される。より良い職場の環境づくりに努められたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、幼児の安全安心を最優先に対処するよう努めます。</li> <li>○ 個別の補助金交付要綱を作成していきます。</li> <li>○ 離職防止の取り組みとして、業務量の軽減や管理職員の研修等、職場環境の改善に努めます。</li> </ul>

<p>こども園・保育所共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども園（保育所）内の安全点検後は、所管課に対し修繕等の依頼を早急に行い、幼児の安全に努められたい。</li> <li>○ 保育日誌については、記載者印、検印の取り扱いを統一されたい。</li> <li>○ 寄附金については、寄附者の意向を十分に確認したうえで、所管課長と協議し、適切に取り扱うようお願いする。</li> <li>○ 準公金である徴収金（保護者会、教材費、主食費、写真代等）については、原則、通帳により管理するよう統一されていたが、一時的な立替払いが見受けられるため、改善策を検討されたい。また、キャッシュカードによる出入金は、事故防止の観点から通帳、印鑑によるよう改められたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども園（保育所）内の安全点検で修繕等が必要な場合やそれ以外においても修繕が必要と判明した時点で、早急に修繕を行い、引き続き幼児が安心安全に過ごせる施設管理に努めます。</li> <li>○ 記載者印、検印の統一した取り扱いを検討していきます。</li> <li>○ 寄附者の意向に沿う方法で、適切に取り扱っていきます。</li> <li>○ 一時的な立替払いの改善、また、出入金については、通帳、印鑑によるよう改めます。</li> </ul>
--	---

<p>○ 学校徴収金は、教育活動上必要となる経費のうち、公費以外の経費で児童に直接還元される性格を持つ保護者からの預り金であり、常にその目的、使途等を明確にする必要がある。徴収に際しては、保護者に十分説明したうえで、保護者の負担軽減を図り必要最小限の徴収にとどめるよう配慮されたい。また、公費・私費も負担区分に誤りがないよう注意し、適切に執行するよう努められたい。</p>	<p>○ 学校徴収金の目的、使途等を明確にし、保護者への説明を十分に行ったうえで、必要最小限の徴収となるよう配慮し、適切な執行に努めます。</p>
--	---

対 象 部 局	経済部 農林水産課
指摘事項、意見等	措 置 内 容
<p>○ 補助金交付申請に係る書類等の受付時には、記載内容を十分に確認し、不備がないよう努められたい。</p>	<p>○ 補助金交付申請に係る書類等の受付時には申請書類を十分に確認し、不備がないよう努めます。</p>

対 象 部 局	建設部 建設課
指摘事項、意見等	措 置 内 容
<p>○ 観音寺市土地開発公社補助金は、年度当初に概算払いで執行し、年度末の実績報告書により、精算するよう改められたい。</p> <p>○ 港湾施設使用料の未納金については、引き続き回収に努められたい。</p>	<p>○ 指摘内容に従い、新年度当初に概算払いで執行を行い、年度末に実績報告書により精算を行うよう改めます。</p> <p>○ 滞納者に対する督促状・納入催告書の発送や悪質な滞納者に対する滞納処分の実施により、今後も適切・公正な徴収に引き続き努めます。</p>

対 象 部 局	建設部 都市整備課
指摘事項、意見等	措 置 内 容
○ 市営住宅敷地賃貸借契約については、引き続き契約を締結するか否か検討されたい。	○ 市営住宅敷地賃貸借契約について、地権者と協議し内容を精査します。

対 象 部 局	建設部 下水道課
指摘事項、意見等	措 置 内 容
<p><b>下水道課（下水浄化センター）</b></p> <p>○ 委託業者が取り扱っている薬品（劇物）の管理・保管については、盗難、紛失、漏えい、流失等の事故に備え、市と委託業者間で協議のうえ管理責任を明確にするるとともに、「緊急連絡網」を作成し、一目でわかる場所に掲示されたい。</p> <p><b>（衛生センター）</b></p> <p>○ 周辺対策事業補助金については、定期的に見直しをされたい。</p> <p>○ 準公金（中讃広域行政組合）の取り扱いについては、改善すべき点が認められたので、適正な管理をするようお願いする。</p>	<p>○ 観音寺市公共下水道処理施設維持管理業務委託契約書第 43 条の規定により適切な管理を行います。また、昭和 50 年 11 月 6 日付薬安第 80 号・薬監第 134 号「劇物毒物危害防止規定について」に示されている事項を遵守し、「緊急連絡網」を最新の職員名に修正し掲示を行いました。</p> <p>○ 覚書更新時等に対策費用やその事業の必要性について協議を行っていきます。</p> <p>○ 現金出納帳による管理を行い、定期的に出納員及び分任出納員の確認を行います。</p>

財政援助団体

◆観音寺市交通対策協議会◆

<p>対 象 団 体 ( 所 管 部 局 )</p>	<p>観音寺市交通対策協議会 (市民部地域支援課)</p>	
<p>指 摘 事 項、 意 見 等</p>	<p>措 置 内 容</p>	
<p><b>1 監査対象団体について</b></p> <p>(1) 会計事務に関する証拠書類について、領収書や請求書の保管は適切であった。引き続き、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 交付された補助金を複数の銀行口座で管理しており、収支簿と銀行口座残高の確認が一見して分からないため、一括で管理するように検討されたい。</p> <p>(3) 市補助金で運営している団体の補助金から得た利益(雑入:利息、保険料の戻入金等)は、運営費に充当する若しくは補助金の戻入をされたい。</p> <p><b>2 所管部局について</b></p> <p>(1) 市の補助金を執行するための財務処理(交付決定通知、補助金確定通知等を含む。)を行う業務と市交通対策協議会事務局の担当者として補助金の手続を行う業務が同一人によって行うことがないように、事務分担に配慮されたい。</p>	<p><b>1 監査対象団体について</b></p> <p>(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 今まで複数の銀行で管理していたが、指摘いただいたように、収支簿と銀行口座残高の確認がしにくい状況であったため、一つの口座で一括管理します。</p> <p>(3) 今後は、補助金から得た利益(雑入:利息、保険料の戻入金等)は、運営費に充当します。</p> <p><b>2 所管部局について</b></p> <p>(1) 今後は補助金の手続きを同一人物が行わないよう、事務分担に配慮します。</p>	

<p>(2) 年度当初に必要な経費（保険料など）を繰越金としているが、基本的に運営費補助は単年度で完了するものである。年度当初から活動を行う必要があることを鑑みると繰越金の必要性は認められるが、今後、補助金交付団体と協議し、早い段階で補助金の概算払いができるように改善策を検討されたい。</p> <p>(3) 交通指導員については、条例改正により、特別職の非常勤のもの報酬ではないため、市交通対策協議会長と交通指導員との間で委託契約を締結している。そのため、予算の科目は委託料である。</p> <p>また、その執行に関しては、勤務日誌を確認し、勤務計画に基づき業務が実施されているか確認すること。公平性を担保するためにも、日数が不足している場合は委託料が減額されることも視野に入れ対応されたい。</p> <p>(4) 交通指導員（観音寺地区 10 人、大野原地区 7 人、豊浜地区 7 人）の人数に不均衡が生じている。学校区に 1 人もいない地区もある。今後、見直しを検討されたい。</p>	<p>(2) 今後は早い段階で補助金の概算請求をし、前年度からの繰越金については「年度当初に支払う保険料」及び「年度当初に概算払いを受けるまでの最低限必要な運営費」のみとします。</p> <p>(3) 令和 4 年度より、交通指導員への委託料の支払いについては、予算科目を委託料に変更します。</p> <p>また、勤務日数が不足する夏休みなどの長期休暇期間には別の業務を行ってもらう、もしくは委託料の減額を行うなどの検討を行います。</p> <p>(4) 今後は各小学校の児童数や地域の実情などを鑑みて、交通指導員の地区割りの見直しを検討します。</p>
---	---

公の施設の指定管理者

◆観音寺市健康交流施設「おおのはら」(萩の湯) ◆

<p>対 象 団 体 ( 所 管 部 局 )</p>	<p>株式会社パブリック (市民部大野原支所)</p>	
<p>指 摘 事 項、 意 見 等</p>	<p>措 置 内 容</p>	
<p><b>1 監査対象団体について</b></p> <p>○ 公の施設の管理に係る収支会計経理は、指定管理業務仕様書に「指定管理者の業務に係る会計については、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け、別の口座(指定管理者業務専用口座)で管理すること。」と明記されているので、他の事業会計の会計区分を明確にし、適正に管理されたい。</p> <p>○ 公の施設の管理に係る仮受消費税についても適正に管理し、消費税を納税するに当たっては、その根拠を明らかにするよう改善されたい。</p> <p><b>2 所管部局について</b></p> <p>○ 施設管理は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。また、指定管理者と締結した協定書、指定管理業務仕様書等に基づく義務の履行が適切に行われているか確認し、改善すべき点があれば厳正に指導されたい。</p>	<p><b>1 監査対象団体について</b></p> <p>○ 現在は、専用口座で売上代金の管理を行い、人件費、業者への支払いは別口座から行っておりました。</p> <p>今回の監査でご指摘をいただきましたとおり、令和4年4月からは人件費、業者への支払いを専用口座から行うようにいたします。</p> <p>○ 会計ソフトの部門別元帳により、仮受・仮払消費税額の管理を行います。納税額の根拠としては仮受－仮払＝納税額として報告いたします。</p> <p><b>2 所管部局について</b></p> <p>○ 施設管理が適切に管理されているか、協定書、指定管理者業務仕様書等に基づく義務の履行が適切に行われているかの確認を定期的に行い、改善すべき点があれば厳正に指導します。</p>	

<p>○ 毎月の業務の履行確認については、月次報告のみに留まらず、現地に赴いた際には履行状況について随時チェックできる体制を整えるなど、事業運営施設の管理運営状況の把握に十分留意されたい。</p> <p>○ 指定管理者包括協定書及び年度協定に基づく定期調査時には、適時かつ適切に報告を求め、出納関係帳簿、記帳が適正に行われ、領収書類等の整備、保存が適切になされ、事業報告書の内容と差異はないか点検のうえ、必要に応じて指示を行われたい。</p>	<p>○ 毎月の業務の履行確認については、月次報告のみではなく、定期的に現地に赴き管理運営状況をチェックできる体制を整えます。</p> <p>○ 定期調査時には適時かつ適切に報告を求め、出納関係帳簿、記帳が適切に行われ、領収書類等の整備、保存が適切になされているかを指導します。</p> <p>また、定期的に事業報告書の内容と差異はないか点検帳簿と証拠書類との照合をしてチェックするとともに、疑義が生じた場合には双方で協議のうえ改善していきます。</p>
---	---